

大阪市児童福祉審議会こどもの権利擁護部会運営規程

1. 総則

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項第 2 号りに規定される、児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うため、児童福祉審議会条例及び同条例施行規則、並びに運営要綱に基づき、児童福祉審議会の下に、「こどもの権利擁護部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

2. 委員構成

部会の委員は、大阪市児童福祉審議会条例施行規則第 2 条第 2 項に基づき、大阪市児童福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

3. 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決はこれをもって大阪市児童福祉審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

4. 審議事項

児童養護施設その他の施設（以下「児童養護施設等」という。）への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向のうち部会での審議を児童本人が希望するもの、若しくは児童養護施設等又はこども相談センターが審議を求めるものについて、法第 8 条第 2 項に基づいて調査審議を行う。また、法第 8 条第 4 項に基づき、必要に応じて、関係機関に対し、意見の具申を行う。

5. 会議の非公開

部会は、審議会等の設置及び運営に関する指針（令和 2 年 6 月 5 日総務局長決裁）第 7 の 1 の（1）アに基づき非公開とする。

6. 部会の開催

児童による意見又は意向等前記4記載の申立てが行われた場合、速やかに開催するよう努める。年間に複数件の申立てがあるような場合には、複数件をあわせて審議することもありうるものとする。

7. 個人情報等の取り扱い

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

8. 事務局

部会の事務局は、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課に置くものとする。

附 則

この規定は、令和6年9月5日から施行する。